

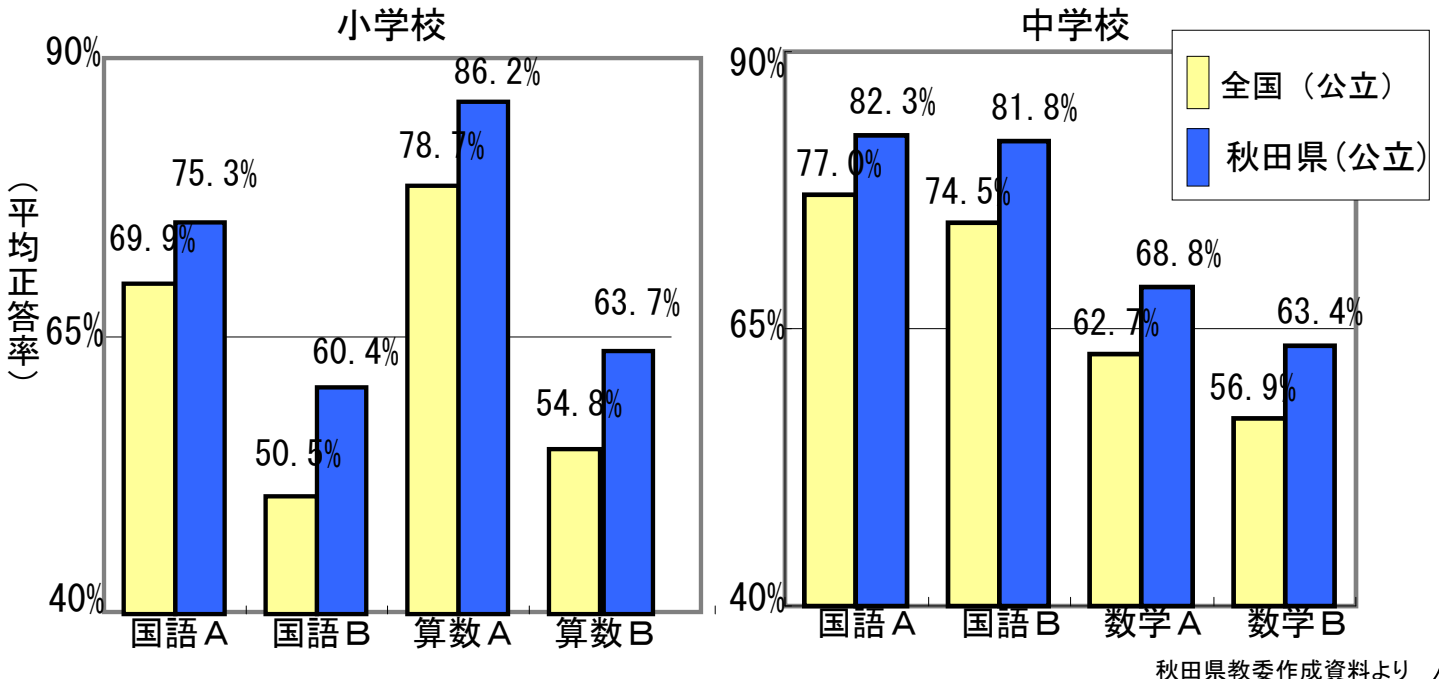
先行して少人数学級を導入している県の学力の状況

秋田県

全国学力・学習状況調査で4年連続上位の秋田県は、他県に先駆けて独自に少人数学級に取り組んでいる。

※平成13年度より導入(H22:小1・2, 中1で30人程度学級を実施)

平成21年度「全国学力・学習状況調査」結果



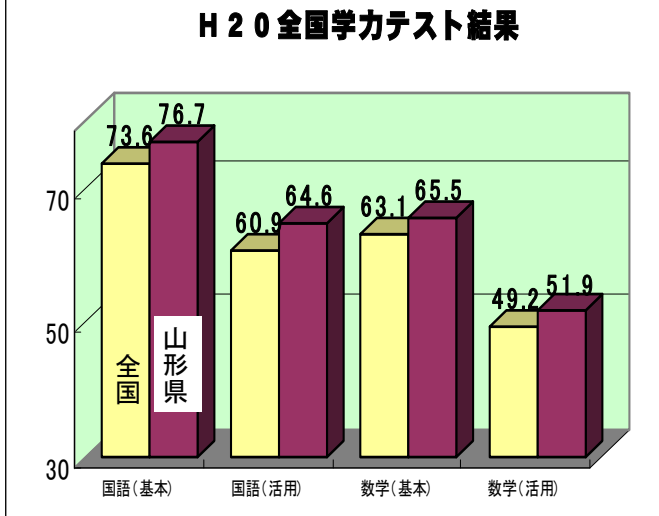
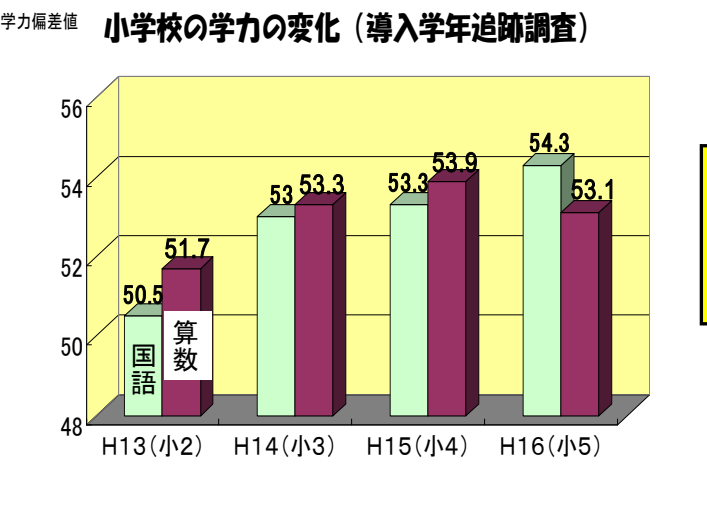
山形県

山形県では、独自の少人数学級を導入後の追跡調査で、学力の向上が見られる。

※平成14年度より導入(H22:小全学年, 中1・2で21~33人学級を実施、中3は一部実施)

◇県独自調査「全国標準学力検査(NRT)の追跡調査」より

◇文部科学省「全国学力・学習状況調査結果」より



学級規模といじめ・不登校等との関係

学級規模といじめの発生件数

90%以上の子どもが35人以下の学級に在籍している県(Aグループ)では、それ以外の県(Bグループ)よりも、1000人当たりのいじめの件数が少ない。

公立小・中学校における1000人当たりのいじめの件数(H21年度)

	Aグループの平均	Bグループの平均
小学校	1.7人	5.4人
中学校	6.7人	9.6人

【Aグループの県】

小学校(9県)

山形、福島、群馬、長野、滋賀、
鳥取、山口、愛媛、高知

中学校(5県)

福島、栃木、福井、和歌山、山口

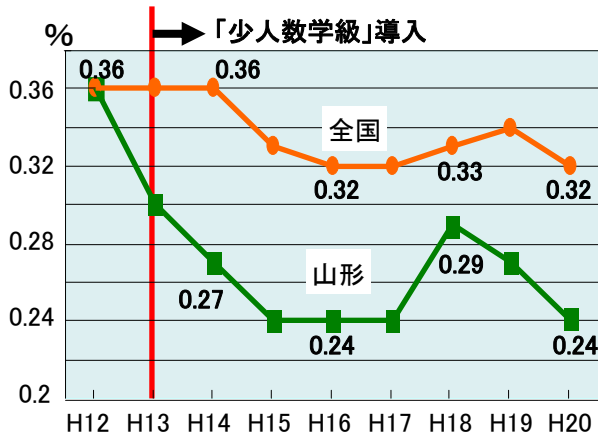
各県の取組と効果

山形県や大阪府では、少人数学級導入前後で不登校の出現率や欠席率が低下。

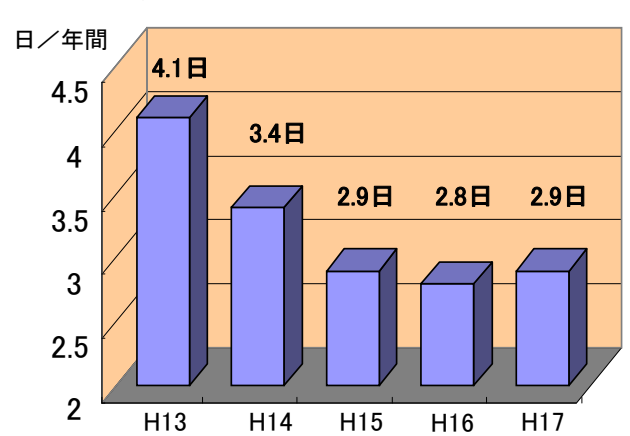
山形県

※平成14年度より導入(H22:小全学年,中1・2で21~33人学級を実施、中3は一部実施)

小学校不登校児童数(出現率)



欠席率の変化(児童一人あたりの欠席日数)



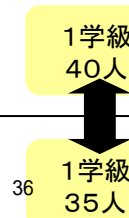
大阪府

※H16より少人数学級を段階的に導入。H19より小1・2で35人以下学級を実施
～平成21年度に見られる効果～ (大阪府内の小学校の約1/4に当たる270校で調査)

平成15年度と平成21年度とを比べると、欠席者数が延べ 約1万8千人 減少(1・2年合計)

○欠席者率

	1年生	2年生	合計
H15年度	2.12%	2.05%	2.09%
H19年度	1.78%	1.85%	1.81%
H20年度	1.58%	1.66%	1.62%
H21年度	1.51%	1.53%	1.52%



$$\text{欠席者率} = \frac{\text{延べ欠席者} \times 100}{\text{在籍児童数} \times \text{授業日数}}$$

少人数指導と少人数学級の評価

《少人数指導の評価》

区 分		小 学 校				中 学 校			
		とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない
学 習	総じて児童生徒の学力が向上した	26.5%	72.7%	0.8%	0.0%	13.2%	83.0%	3.8%	0.0%
	授業につまづく児童生徒が減った(学力の底上げが図られた)	34.3%	64.2%	1.5%	0.0%	16.3%	79.1%	4.6%	0.0%
	発展的な学習に取り組める児童生徒が増えた	14.9%	72.9%	12.2%	0.0%	10.1%	73.1%	16.8%	0.0%
生 活	不登校やいじめなどの問題行動が減少した	6.5%	57.4%	36.1%	0.0%	5.5%	37.7%	55.7%	1.1%
	児童生徒の基本的な生活習慣が身についた	6.5%	59.0%	34.1%	0.4%	2.9%	53.4%	43.5%	0.2%
指導方法	教師間の連携により指導力の向上や教材研究の深化が図られた	33.9%	62.5%	3.6%	0.0%	22.2%	70.0%	7.8%	0.0%
	教師間の打合せや教材準備の時間が確保できない	12.6%	60.8%	25.6%	1.0%	15.9%	53.0%	28.2%	2.9%
そ の 他	実施拡大のために教室などの増設が必要	31.9%	33.1%	30.0%	5.0%	25.3%	37.1%	34.5%	3.1%
	学級編制人数を引き下げた方が効果的である	43.4%	38.4%	17.2%	1.0%	48.8%	37.2%	13.6%	0.4%

※平成16年度に少人数指導を実施した学校から抽出した小学校477校、中学校478校へのアンケート調査結果

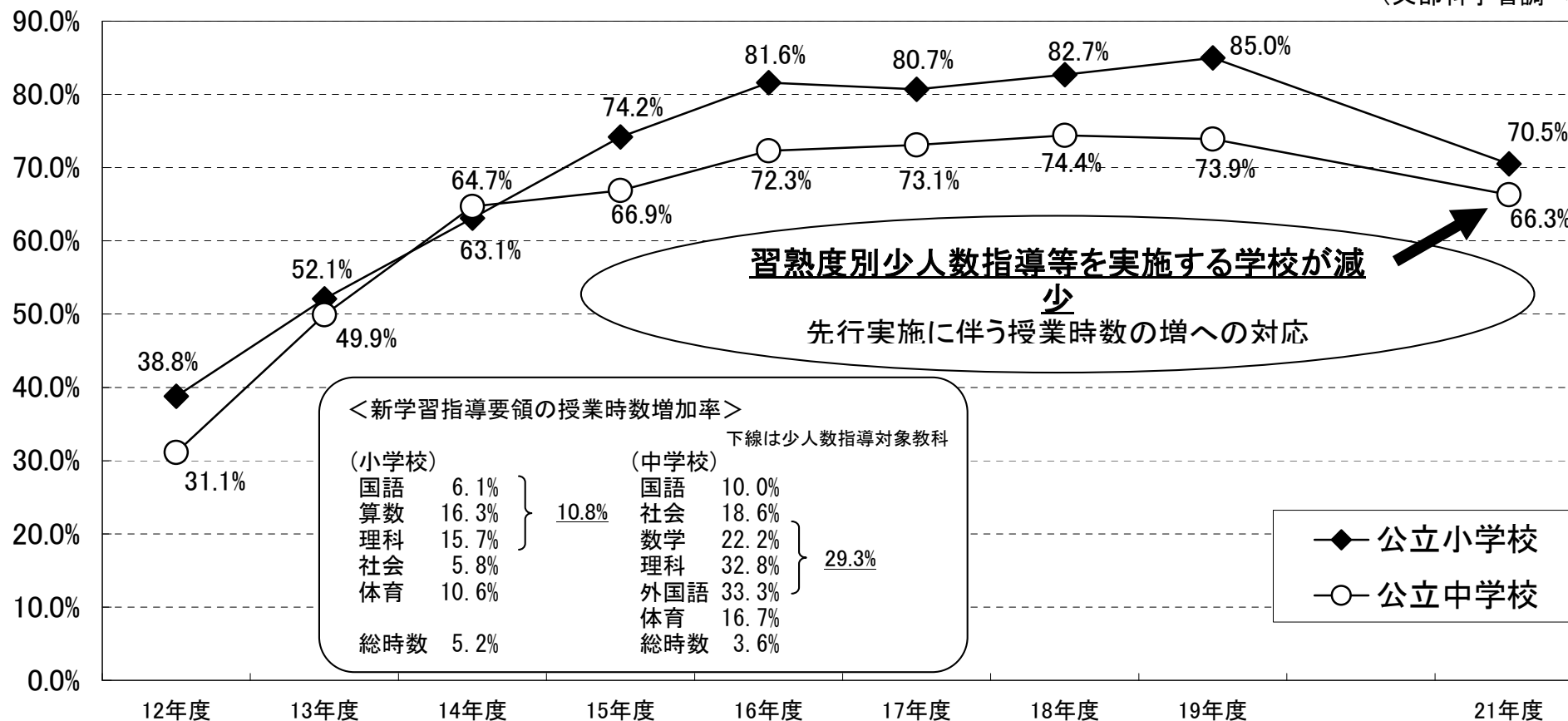
《少人数学級の評価》

区 分		小 学 校				中 学 校			
		とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない
学 習	総じて児童生徒の学力が向上した	28.5%	70.2%	1.3%	0.0%	16.4%	77.7%	5.9%	0.0%
	授業につまづく児童生徒が減った(学力の底上げが図られた)	35.6%	63.1%	1.3%	0.0%	20.1%	77.2%	2.7%	0.0%
	発展的な学習に取り組める児童生徒が増えた	13.6%	72.6%	13.8%	0.0%	5.5%	77.5%	17.0%	0.0%
生 活	不登校やいじめなどの問題行動が減少した	31.6%	57.3%	10.8%	0.3%	20.5%	56.6%	22.4%	0.5%
	児童生徒の基本的な生活習慣が身についた	31.4%	59.3%	9.0%	0.3%	10.6%	67.4%	22.0%	0.0%
指導方法	教師の指導力の向上や教材研究の深化が図られた	22.4%	69.8%	7.5%	0.3%	16.2%	68.5%	15.3%	0.0%
	教師間の情報交換が低調になり連携協力が図られていない	0.5%	2.3%	44.1%	53.1%	0.5%	3.7%	54.1%	41.7%
そ の 他	実施拡大のために教室などの増設が必要	28.5%	36.3%	23.1%	12.1%	20.0%	32.0%	32.0%	16.0%
	少人数指導・ティームティーチングの方が効果的である	14.7%	15.9%	54.2%	15.2%	18.3%	23.9%	50.5%	7.3%

※平成16年度に少人数指導を実施した学校から抽出した小学校477校、中学校478校へのアンケート調査結果

習熟度別少人数指導等の実施校の割合

(文部科学省調べ)



※ 数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

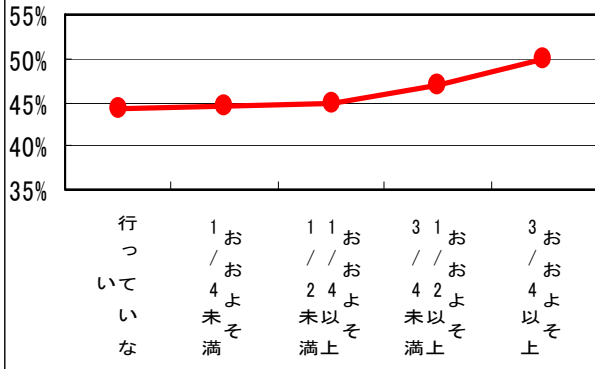
※ 数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

※ 平成20年度から学校の負担軽減の観点から隔年調査としたため、平成20年度は未調査。

習熟度別少人数指導の効果

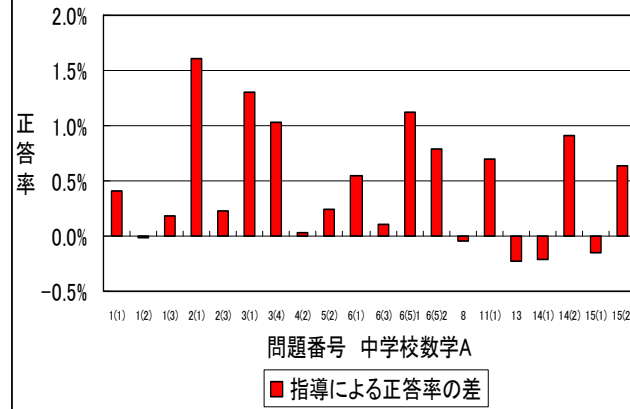
○習熟度別少人数指導を行うことにより、低学力層の児童生徒の学習に対する関心・意欲・態度が高まる傾向

習熟度別少人数指導の年間実施状況と低学力層における算数の勉強が好きな児童の割合



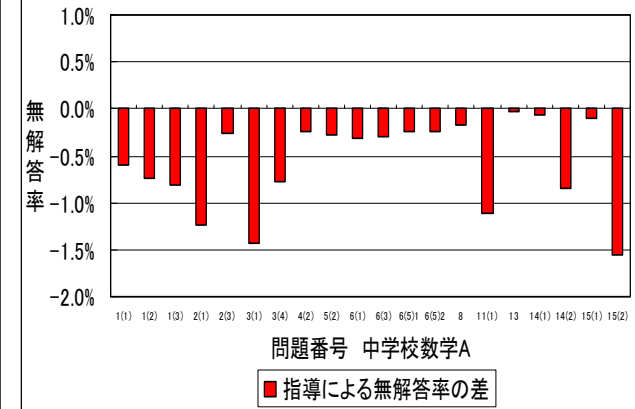
○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも正答率が高い

低学力層における習熟度別少人数指導と問題別正答率



○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも無回答率が低い (=解答意欲が高い)

低学力層における習熟度別少人数指導と問題別無回答率



加 配 定 数 に つ い て

1. 加配定数の制度化経緯

◎ 加配定数は、昭和44年の義務標準法改正で制度化。

〔※昭和44年度は次の内容の加配定数を創設。〕

①産炭、同和地区等の教育困難校への加配（現在の「児童生徒支援加配」）

②長期研修者の代替教員（現在の「研修等定数」）

◀ その後、以下の内容の加配定数を順次制度化 ▶

○ 平成元年度に、初任者研修に係る加配定数を制度化。

○ 平成5年度に、ティームティーチングによる指導、通級指導及び日本語指導に係る加配定数を制度化。

○ 平成13年度に、少人数指導、養護教諭、栄養教諭及び事務職員に係る加配定数を制度化。

○平成20年度に、主幹教諭に係る加配定数を制度化。

2. 近年の加配定数の改善経緯

◎第7次教職員定数改善計画（平成13年度～17年度）

基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るため、平成13年度から17年度までの5ヵ年計画で、基本3教科で20人程度の少人数指導を実施するための加配定数など総数26,900人（うち、加配定数の改善：23,914人）の教職員定数を改善。

◎平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定無し

平成17年8月に、第8次教職員定数改善計画案（平成18年度～22年度までの5ヵ年計画）を公表し、その初年度分を平成18年度概算要求に盛り込んだが、同年11月に、経済財政諮問会議で公務員の定員削減を進めることなどを内容とする「総人件費改革基本方針」【別紙3参照】が示されたことを受け、教職員定数改善計画の策定は見送られた。

その後、行政改革推進法（平成18年6月制定）や基本方針2006（平成18年7月閣議決定）による定数改善の抑制方針が示されたことから、計画に基づく定数改善は行わず、毎年度、行政改革推進法の範囲内で加配定数を改善。

○平成18年度予算

<概算要求>

個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、第8次教職員定数改善計画案に基づき、初年度分として、少人数指導や通級指導、食育の充実など1,000人の教職員定数の改善（うち、加配定数の改善：625人）を概算要求に計上。

<予算査定>

計画の策定は見送るが、研修等定数の一部を削減（△210人）した上で、通級指導及び食育の充実のための加配定数を329人改善。

○平成19年度予算

<概算要求>

特に緊急の対応を要する今日的な教育課題に対応できるよう、通級指導や食育の充実など331人の加配定数の改善を概算要求に計上。

<予算査定>

研修等定数の一部を削減(△292人)した上で、通級指導や食育の充実のための加配定数等を要求どおり331人改善。

○平成20年度予算

<概算要求>

「社会総がかりで教育再生を」(教育再生会議第一次報告)を踏まえ、教員の子どもと向き合う時間を拡充する観点から、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、習熟度別少人数指導、食育の充実など7,121人の加配定数の改善を概算要求に計上。

<予算査定>

研修等定数の一部を削減(△156人)した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数を1,195人改善。

○平成21年度予算

<概算要求>

子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実など1,500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

<予算査定>

研修等定数の一部を削減(△161人)した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数等を1,000人改善。

○平成22年度予算

<概算要求>

確かな学力の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図るため、理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実、主幹教諭のマネジメント機能の強化など5,500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

<予算査定>

理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実のための加配定数等を4,200人改善。

○平成23年度予算

<概算要求>

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)の初年度分として小学校1・2年生で35人以下学級を実現するために必要な8,300人の教職員定数(基礎定数)の改善を概算要求に計上。※加配定数は前年度同数を計上

<予算査定>

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な教職員定数4,000人を措置するため、既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。国は都道府県から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

平成23年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項) ①	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	39,423人
児童生徒支援 (法15条2号) ②	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
特別支援教育 (法15条3号) ③	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等	4,741人
主幹教諭の配置 (法15条4号) ④	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条6号) ⑤	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,083人
養護教諭 (法15条2号) ⑥	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号) ⑦	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条5号) ⑧	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合 計		58,805人

加配教職員定数の推移（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

加配教職員定数一覧

加配事項	H18	H19	H20	H21	H22	H23
指導方法工夫改善 (法7条2項)	39,071人	39,071人	39,071人	39,071人	(+2,052) 41,123人	(△1,700) 39,423人
児童生徒支援 (法15条2号)	6,377人	6,377人	6,377人	(+50) 6,427人	(+250) 6,677人	6,677人
特別支援教育 (法15条3号)	(+282) 2,193人	(+311) 2,504人	(+171) 2,675人	(+335) 3,010人	(+1,731) 4,741人	4,741人
主幹教諭の配置 (法15条4号)	—	—	(+1,000) 1,000人	(+448) 1,448人	1,448人	1,448人
研修等定数 (法15条6号)	(△210) 5,692人	(△292) 5,400人	(△156) 5,244人	(△161) 5,083人	5,083人	5,083人
養護教諭 (法15条2号)	188人	188人	188人	(+47) 235人	(+47) 282人	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	(+47) 141人	(+20) 161人	(+24) 185人	(+47) 232人	(+47) 279人	279人
事務職員 (法15条5号)	726人	726人	726人	(+73) 799人	(+73) 872人	872人
合計	(+119) 54,388人	(+39) 54,427人	(+1,039) 55,466人	(+839) 56,305人	(+4,200) 60,505人	(△1,700) 58,805人

※上段()書きは対前年度増減、研修等定数の[]書きは内数。

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。国は都道府県から提出された申請を受けて、加配の類型ごとに総数を配分する。

$$\text{都道府県の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

事 項	内 容	配 分 基 準	H22 予算	配分の考え方 (各県の配分基準とは異なる)	H22 配分率
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングの実施	少人数指導等に係る児童生徒数を勘案して、教員を置くことを必要と認める学校の数等を考慮して決定	41,123人	申請に応じて配分 ※基本3教科で20人程度の少人数指導が可能となるよう積算 小学校：国、算、理 中学校：英、数、理	98.7%
通級指導対応 (法15条2号)	軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応	通級指導が行われる学校の数等を考慮して決定	4,340人	申請に応じて配分 ※通級指導を必要とする児童生徒16人につき加配1人を目安	98.1%
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校等の問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒への対応	特別の配慮が必要な事情を有する児童生徒に対して特別な指導を行う学校の数等（いじめ等の発生件数、外国人児童生徒への日本語指導の実績等）を考慮して決定	6,677人	申請に応じて配分 ※日本語指導加配については、日本語指導を必要とする外国人児童生徒10人につき加配1人（学校単位の上限3人）を目安	91.0%
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭によるマネジメント機能の強化（主幹教諭の授業代替）	主幹教諭の負担を軽減することが必要と認める学校の数等を考慮して決定	1,448人	申請に応じて配分 ※主幹教諭4人につき加配1人を目安	85.7%
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	教員研修や教育指導の改善等のための特別な研究が行われている学校の数等を考慮して決定	5,484人	申請に応じて配分 ※初任者研修加配については、初任者4人につき加配1人を目安	95.4%
養護教諭 (法15条2号)	心のケアなど児童生徒の心身の健康への対応	心身の健康への対応を行う学校の数等を考慮して決定	282人	申請に応じて配分 ※1県当たり6人を目安	81.7%
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	食の指導への対応を行う学校の数等を考慮して決定	279人	申請に応じて配分 ※1県当たり6人を目安	73.9%
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	事務処理の拠点となっている学校の数等を考慮して決定	872人	申請に応じて配分	97.6%
合 計			60,505人		96.7%

教科等の担任制の実施状況（小学校のみ）（平成21年度）

出典「平成21年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

注1 ここでの教科担任制とは、一部の教科等について、年間を通じてある学年の全学級を対象に実施する学校数を記入している。（教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。）

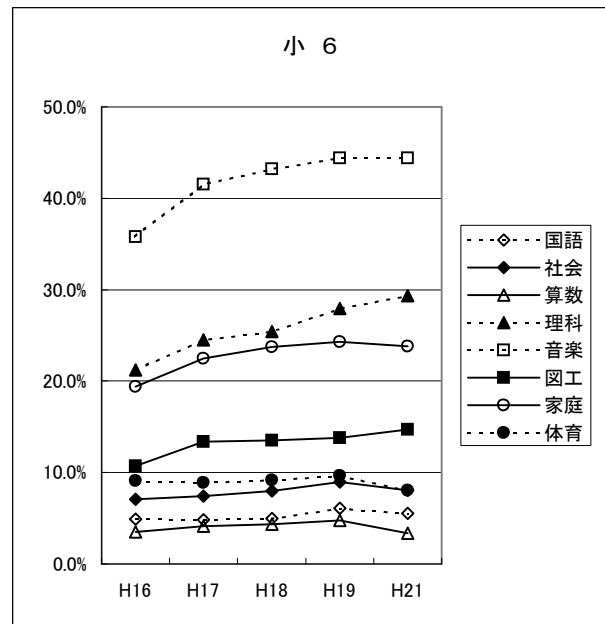
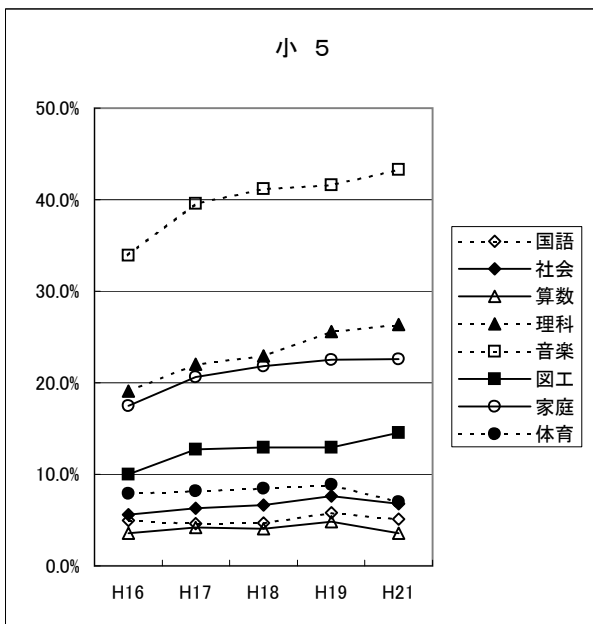
教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.7%		0.6%		0.3%	7.4%	2.5%		3.0%	
第2学年	1.4%		1.0%		0.6%	11.8%	4.5%		3.6%	
第3学年	3.6%	3.0%	2.4%	11.7%		29.5%	10.5%		4.7%	
第4学年	4.0%	3.7%	2.4%	17.8%		37.1%	13.2%		5.2%	
第5学年	5.1%	6.8%	3.5%	26.4%		43.3%	14.5%	22.6%	7.0%	3.8%
第6学年	5.5%	8.0%	3.3%	29.4%		44.4%	14.7%	23.8%	8.1%	4.1%

は、15%以上

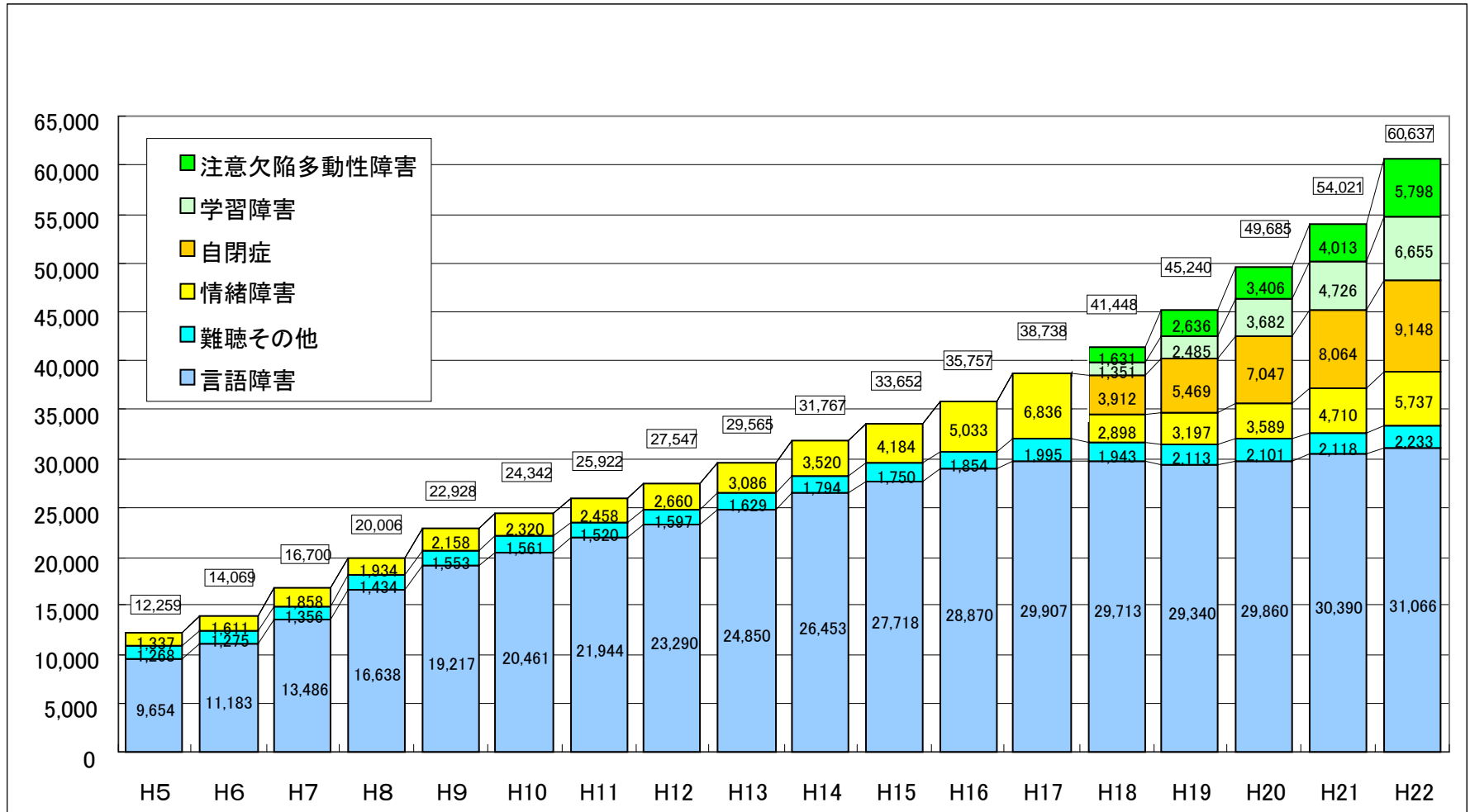
（参考）平成19年度調査

教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育
第1学年	1.2%		1.4%		1.0%	7.7%	2.3%		4.2%
第2学年	1.9%		2.1%		1.3%	11.8%	3.6%		4.9%
第3学年	4.8%	3.2%	3.5%	12.1%		28.3%	8.5%		5.8%
第4学年	5.3%	4.4%	4.1%	17.2%		36.7%	11.6%		6.3%
第5学年	5.8%	7.6%	4.8%	25.6%		41.6%	13.0%	22.5%	8.9%
第6学年	6.1%	8.9%	4.7%	28.0%		44.4%	13.8%	24.3%	9.7%

は、15%以上



通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



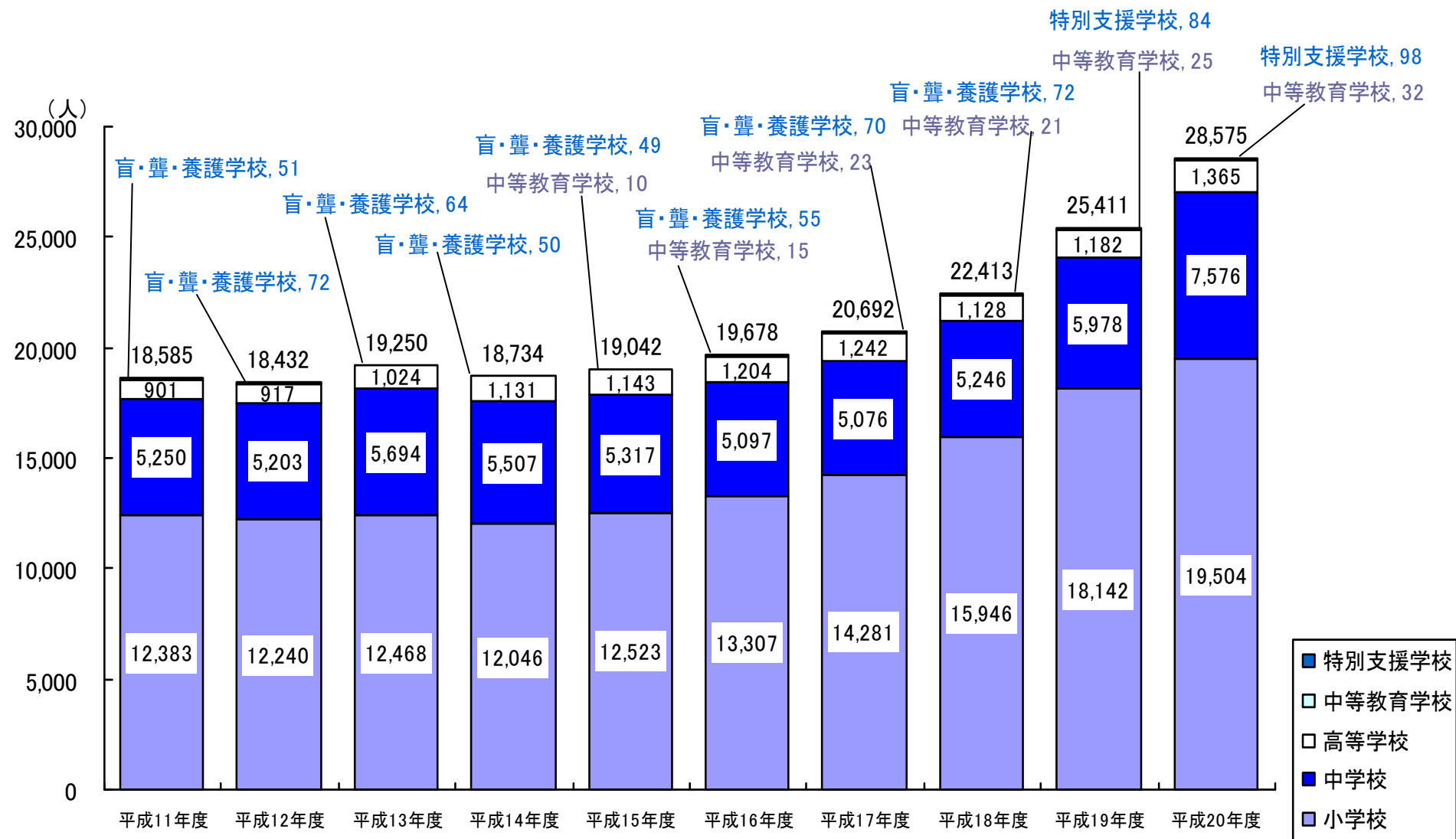
【出典】文部科学省「通級による指導実施状況調査」

※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



「教育振興基本計画」（抜粋）

（平成20年7月1日閣議決定）

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

（2）目指すべき教育投資の方向

小学校以降の初等中等教育段階については、多様な教育課題に対応するとともに一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を実現するための条件整備を図る必要がある。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（3）基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する
 - ◇ 学習指導要領の改訂と着実な実施
授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支える条件整備について検討する。
 - ◇ 学校現場の創意工夫による取組への支援
学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書の充実を図る。
- ③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる
教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。
教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。
- ◇ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（4）特に重点的に取り組むべき事項

- ◎ 確かな学力の保証
- 新学習指導要領の実施
新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備について検討する。
- ◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- 教員の子どもと向き合う環境づくり
教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の積極的な活用、「学校支援地域本部」等の地域住民による学校支援の取組、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化などの取組を支援する。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視、
授業時数を増加

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 授業時数の増加

小学校

- 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加
- 週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ増加

中学校

- 国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加
- 週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実
〔台形の面積(小・算数)、解の公式(中・数学)、イオン、遺伝の規則性、進化(中・理科)〕
- 反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実(算数・数学、理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実(国語)
- 歴史教育(狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等)、宗教、文化遺産(国宝、世界遺産等)に関する学習を充実(社会)
- そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視(算数、音楽、美術、技術・家庭)
- 武道を必修化(保体/中1・2) ○総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加(小)

道徳教育の充実

- 発達の段階に応じて指導内容を重点化
〔人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中) など〕
- 体験活動を推進 ○先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実

体験活動の充実

- 発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

外国語教育の充実

- 小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導(小5・6)
- 中学校では聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実
(語数を増加〔900語程度まで→1200語程度〕、教材の題材を充実)

重要事項

- 幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進(幼稚園)
- 環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

新学習指導要領 実施スケジュール(概要)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	先行実施 総則等		全面実施		
		算数、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
中学校	告示 周知・徹底	先行実施 総則等		全面実施		
		数学、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施		総則等		年次進行 で実施
				先行実施(年次進行) 数学、理科		
				教科書検定※	採択・供給	教科書使用開始

※理数除く
教科書検定※